

平成 27 年度 第 2 回仙台市景観総合審議会 議事録

日 時 平成 27 年 10 月 26 日 (月) 午後 2 : 00 ~ 4 : 00
会 場 仙台市役所本庁舎 2 階 第 1 委員会室
出席委員 今野 薫委員、杉山 朗子委員、武山 良三委員、杼窪 昌之委員、
馬場 たまき委員、堀 繁委員、渡辺 博委員、涌井 史郎委員
欠席委員 宮原 博通委員、巖 爽委員、吉川 由美委員
仙 台 市 都市整備局長、福田次長、村山次長、計画部長、総務課長
事 務 局 都市整備局計画部都市景観課
そ の 他 宮城県土木部都市計画課

1. 開会

- 事務局 ・ 本日は委員 11 名中、過半数の 8 名の委員がご出席ですので、規則第 31 条第 2 項の規定により、会議が成立しています。
- 涌井会長 ・ 議事に入る前に議事録署名人を決めたいと思います。今回は、私の他に堀委員をお願いします。
- ・ 本日の議題は、屋外広告物規制のあり方についてと青葉通地区における景観地区等についての二点です。まずは屋外広告物規制のあり方について議論を進めたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

2. 議事 屋外広告物規制のあり方について

- 事務局 ・ 説明
- 涌井会長 ・ 屋外広告物施策の方向性については、前回の審議会で各委員のご意見を放映していると思いますが、意見や質問などがあれば、お願いします。
- ・ 委員の皆様が考えている間に、私から申し上げますが、東京や大阪など、大都市ではエリアマネジメントに民間と行政が協働して取り組むという機運が進みつつあり、一部の公共施設についてもコンセッションの対象としています。仙台市におけるエリアマネジメントの状況について、教えていただきたいと思います。
- 都市整備局長 ・ 今年度、仙台市は、社会起業の推進という視点で国家戦略特区の指定を受け、エリアマネジメントの民間開放が使えることになった。
- ・ エリアマネジメントについては、国家戦略特区指定を受ける前に、様々なタウンミーティングを行い、積極的に推進していこうという機運を盛

り上げているところであり、都心部においては、公共空間の民間開放と共にリノベーションによる遊休不動産の利活用など、民間から提案を受けようとしています。また、仙台駅東地区と荒井東地区においては、既にエリアマネジメントの民間組織が出来ており、機運は出てきている。

- ・定禅寺通や青葉通が全国的にもケヤキ並木のイベント空間として有名ですが、エリアマネジメントという視点からすると、まだまだ足りないという専門家のご指摘もあり、青葉通では、まちづくり協議会を起点としていろいろなジャンルの提案を受けながら、行政も積極的な姿勢を示そうとしており、これから仙台としても期待が高まるというところです。

- 武山委員
- ・1 ページ目の本市における現況に「これからますます景観づくりが重要となり、その中で屋外広告物は、経済や市民生活とも関わり、非常に重要であるため提言する」という目的をまず示し、そこから問題点に入るほうが良いと思います。
 - ・今後、提言を市民に周知していく上では、こういうプロセスで我々は改善していこうと考えているというようなことを図示すると良いと思います。

- 都市景観課長
- ・提言書案については、現況から始まっており、武山委員の言われたとおり、目的や考え方を加えた方がスムーズに入れると思いますので、追加、修正したいと思います。

- 杼窪委員
- ・仙台で景観上問題なのは、仙台駅前や青葉通の屋上広告物を撤去した後の鉄骨の架台です。建物所有者の収益にも関わり、架台設置者の広告物表示の期待もあり、架台撤去の取組みについても、良好な広告物の誘導のところにに入れていただきたいと思います。

- 都市景観課長
- ・仙台駅前では、屋上広告物の板面が取り外され、架台が残っている状況が見受けられます。今回の提言書案では、誘導の施策として、板面のない架台など景観的に望ましくないものを撤去するなど、改善に対する支援を今後検討するというところで、項目に入れています。

- 渡辺委員
- ・誘導策のひとつに位置づけ、助成をするのは良いが、並大抵のことでは成果は生まれない。助成制度を充実させないと建物所有者は決断しないと思いますので、利用しやすいものにしていただきたい。どれほどの覚悟で助成を考えているのか、お聞きしたいと思います。

都市整備局長 ・我々としては、東北の玄関口でもある仙台駅前地区は、景観上重要であり、関心を持っており、この地区を中心に良好な広告物の整備に対する支援の検討と支援策の活用を進めていきたいと考えている。渡辺委員ご指摘のとおり、当然実効性のあるものがが必要です。仙台駅前については、地元との勉強会を我々から進め、その中で実効性の高い支援策についても検討し、制度として提案していきたいと考えています。

堀委員 ・提言について、いくつか考えを説明します。1点目は、提言の基本的考え方として、誘導・活用・協働・取組みの4つで進めていくことは良いと思うが、前提として規制があるのかどうか記載がないので分からない。規制と誘導は、目指すところ、役割がまるで違います。規制は平等性、一貫性を特徴とし、誘導はより良いものを作っていく、という考え方が全然違いますので、基本的な考え方を書かないと理解されないと思います。

・2点目は広告物に関わる人は広告物が掲出されるビル所有者や広告業者、クライアント、市民、行政と非常に複雑です。誘導するとしても、それぞれに対して何が実効性があるのかを考えなければいけない。実際にこれを実施するに際しては、構造的な整理が重要となってきます。方向性としては、非常に良いと思いますが、内容や構造的なところの整理が非常に重要になりますので、実効性を持たせるために、もう一工夫必要だと思います。

都市景観課長 ・1点目の規制についてですが、今まで仙台市として屋外広告物の規制については色々な取組みをしてきています。今後も規制は必要であり、それに加えより良いものを作ってもらうため、誘導や活用についての検討が必要だと考え、挙げているものです。

・2点目の広告物に関わる者というのは、色々なかたちで関わっていると思います。具体的に各項目で関わり方が違うと思いますので、提言の中では、市民などと表現していますが、基本的には先ほど堀委員が言われた広告物に関わる市民、広告業者、広告主、それから行政の4者で協働しながら、必要な取組みをしていくということで考えております。

都市整備局長 ・付け加えさせていただければ、基本的な考え方は都市景観課長の申し上げたとおりですが、少し表現上抜けている箇所がございますので、表現は工夫したいと思います。

・取組みの主体をイメージすべきということについては、改めて主体につ

いて確認をしながら、文書をチェックしたいと思います。

- 堀委員 ・協働のところではなくて、誘導のところを最も重要なので、もう少し整理してもらいたいと思います。
- 涌井会長 ・規制は不可欠であり、規制だけではなく、有機的に誘導を組合せていく、この考え方が非常に重要です。今後、誘導あるいは協働の幅を大きくしていくというようなコンセプトを前文でしっかり書いてもらいたいと思います。
- 杉山委員 ・今後の展開イメージとどのくらいのスピードで取組むのかは、提言に付けたほうが良いと思います。
- ・地域との勉強会等で、市民、事業者などどのように討議しながら進めていくか、スケジュールを含めて分かるような書き方をお願いしたいと思います。
- 涌井会長 ・これは市長への提言書ですが、市民に対し、ホームページなどで開示・公示された時には、このままではわかりにくいと思います。そのため、前文や考え方の構成をつけて、分かりやすくしてもらいたいと思います。
- ・これから仙台市が東北のリーディングシティとしてやっていくためには、行政だけで対応するのは不可能だと思います。エリアマネジメントの共通言語になりやすいのは景観です。地域でどういう価値を共有しているかが非常に重要である。企業も、郷に入れば郷に従えと、共栄していく発想がなければ、エリアマネジメントは成功しないと思います。マクドナルドですら、ある所に行くと看板の色を変えるなど、日本の都市でも当たり前になってきている。
 - ・エリアマネジメントのことを考えても、事業者とどう協働していくのかという発想がすごく大事で、規制と誘導に地域の価値を共有できることが前提ですから、うまく文章に入れると分かりやすいと思います。市民、企業、行政、その他のステークホルダーがどういう社会的価値観を持ち、それを視覚化させたものが景観であるという前提が分かるように、前文を工夫してもらいたいと思います。
- 渡辺委員 ・この1年間、市民協働条例を新しくするにあたって、市民の定義をどうするか、仙台在住か、通勤通学の方もか、あるいは世界中の人も市民かと、大変な議論があった。

- ・仙台駅前で規制を強めるとなれば、その地域の事業者達は、意見を言い始める。他の地域の方たちはきれいになるのは良いけれど、何をしているのかがわからない。市民の協力を得るためには、どういう想いを持ってもらうかを考えてもらいたいと思います。
- ・エリアマネジメントがどれほど社会性を持っているのか、そうでなければ、仙台市の公共物を任せるわけにはいかないと思います。仙台市が市民認知を得られるエリアマネジメントをどう育てていくかが課題だと思います。
- ・都市がこういうまちづくりをするから協力してほしい、という意志を持つと企業も応えてくれる。コペンハーゲンや国内でも京都の話だと思っていたことが、仙台市でもやらなければいけないのではないかと思います。
- ・建物所有者とクライアントの間に挟まれ、困るのは広告業者だという認識を持っています。行政として、強く認識して、全体がうまくいくように図ってもらいたいと思います。

涌井会長 ・皆様の申し上げたことを留意し、私に提言書の最終案はお任せいただくということでもよろしいでしょうか。

・委員了承

3. 議事 青葉通地区における景観地区等について

事務局 ・説明

涌井会長 ・青葉通における景観地区等について、前回の審議会でもご意見をいただき、その後地権者説明等を行い、今後は都市計画などの手続きとの整合性を図っていくということです。

武山委員 ・色彩について、彩度 2 以下とありますが、これは煉瓦なども不適合になるくらい厳しい基準だと思いますが、よろしいのですか。

都市景観課長 ・彩度については、街並み形成ガイドライン案の 5 ページに景観地区を定める中で、西公園周辺地区については 5R から 5Y までは彩度 4 以下、その他の色相については彩度 2 以下と定めています。西公園周辺地区につきましては、自然と調和するというので、景観計画の中でも、彩度 2 以下と制限しており、現状では数値の中で対応は十分できると考えてお

ります。既に景観地区を定めております定禅寺通地区の広瀬川周辺地区については、同様の彩度で設定しており、基本的にはこの彩度2以下で対応しています。

- 杉山委員
- ・大型のビルディングは、彩度が4以上はあまりありません。煉瓦も彩度は6か7で収まると思います。また、素材の推奨として自然材を推奨しているのですが、一律に数字で絶対ダメということではないので、よろしいかと思います。
 - ・杜の都仙台は落ち着いている印象があります。歴史のある街では、真っ白というのはあまり望ましくありません。そのため、明度8以上とする場合も真っ白なN9.5は辞めたほうが良いと思います。東京ではN9.5とN4やN3という白黒のビルがマンションでは売れるという状況がありますが、仙台ではそういう流れは向かないと思いますので、他都市の現状の問題点として、ご承知いただきたいと思います。

- 涌井会長
- ・東京で超高層ビルが建設されると、天空率との関係で空が見えにくくなり、明るい真っ白なビルが東京には増えています。また、伝統ある京都などでは、落ち着いた色彩のほうが良いというところもあるというのは事実だと思います。しかし、地域で了解を得ていることですので、今のままの内容で良いと思います。

- 武山委員
- ・窓面の広告物には、非常にデリケートな問題があり、ディスプレイと広告物との微妙な関係で、なかなか規制が難しいということがありますので、うまく折り合いをつけてもらおうと良いと思います。文字が無秩序に乱立しているようなものの排除を想定していると思いますが、クリスマスのディスプレイなどが出来なくなるのはいかがかと思います。

- 涌井会長
- ・イベント的にハロウィンやクリスマスなどで、窓面に広告を貼り、賑わいの街並みづくりをすることは、祝祭都市の魅力を高めるものである。
 - ・国連防災世界会議でも、インフラとしての案内誘導サインは非常に落ち着いたもので良かったのですが、バナーフラッグなどは、イベントを盛り上げ、市民の皆さんに関心を持ってもらうためには、それなりに鮮やかなものでも、祝祭性から、違和感はないと思います。

- 都市景観課長
- ・窓貼広告についてですが、仙台駅前も含めた青葉通沿いの街並みづくりということで、人が歩く低層部については、賑わいや祝祭性も含め、窓

貼りもある程度必要だということで制限は設けていません。

- ・課題は、仙台駅前などのビルに中高層階以上の窓貼りが、非常に望ましくない形で出されているケースがあり、それについては規制をしていくという形で、建物の外側からの窓貼りの規制と内側からの窓貼りの規制、両面で今回のガイドラインの中に入れていくという内容です。

- 馬場委員
- ・1点目は、定禅寺通や宮城野通との違いは、青葉通は歴史的な街並みがあり、新駅もでき、そこから青葉山のほうに歩く方も増えると思いますので、その点を意識した景観でなければならないと思います。そうすると、景観形成の基本目標は、もう少し歴史を前面に出したほうが、色彩など誘導しやすくなると思いました。
 - ・2点目は、誘導という言葉はなかなか曖昧だと思います。地権者説明会の際、誘導の強制力についての質問に対し、どのような回答したのか。また、誘導についての考え方をお聞きしたいと思います。

- 都市景観課長
- ・1点目ですが、青葉通の街並みづくりにあたっては、歴史的なものというのが、定禅寺通や宮城野通と比べると、特徴と考え、街並みづくりの目標の1つとしています。しかし、青葉通の現状としては、歴史的な街並みは現存していませんので、誘導指針の中に、地域の歴史などを色々な表示板や案内板を設置する。あるいは展示などを行うことで、地域の歴史を皆様に分かってもらうことを、地域で取組めないかということで誘導指針の中に入れていきます。
 - ・2点目の誘導についてですが、説明会では強制力はないと話しています。誘導指針は、地元まちづくり協議会の方々が、計画を進める上での方向を示すものであるとともに、行政が地域の計画に対して、望ましい方向として誘導するという両方の側面を持っています。

- 堀委員
- ・誘導というのは、緩い規制ではなく、得になるので、是非やらせてくれというものである。良いものをつくれば、市民にとっても良いもの、得になります。しかし、色々と障害があり、それをどうクリアするのかということが誘導方策になります。
 - ・誘導する際に、これをやるとこんな得があるということを示す必要がある。街、事業者、市民にどんな得なことがあるのか見えないので、規制のように思われてしまう。
 - ・このままでは、枠組みはつくったが使われないということになりかねないので、誘導と規制の基本的な違いというところから、組立て直し、工

夫すると、市民にとっても良かったという誘導策になると思います。

- 都市整備局長
- ・ どういうまちをつくるか、ガイドラインに哲学が入っていないというご指摘ですが、これから新しいまちをつくる誘導指針の内容をもう少し工夫し、良いまちをつくる取組みを進めていきたいと思っています。
- 涌井会長
- ・ 行政は上位計画からの視点で、市民は行政計画へのアプローチで逆進的なベクトルとなり、誘導というより緩和に思えてしまうところが、この混乱の理由である。
 - ・ 市民発意で、より良い共通価値を持てるような状況にしていく、大きな方向転換の第一歩として、前文に現在進行形だということを書いてもらいたいと思います。
- 杉山委員
- ・ 青葉通の特性は、仙台の顔である仙台駅から仙台城跡につながる通りだと思っています。仙台城跡のほうに行くと寂しい印象があり、店舗を誘導したり、フラッグなどを使って活性化することと、仙台駅前の賑わいについて、内容が足りないと思います。
 - ・ 景観地区に指定する大きな目的として、歴史というしっかりとした位置づけのある場所なので、青葉通でやる価値があるということ、皆さんが共通認識を持てるようになる書き方をしてもらいたいと思います。
- 武山委員
- ・ 屋外広告物規制のあり方にも関わりますが、屋外広告物の 6 割以上が基準に適合していないというのが、一般的な状況です。京都市では、ローラー作戦で不適合な広告物は全て撤去するという方向で、何とか適合するものが 8 割ぐらいまでになってきている。要するに規制に対し、どのように遵守するのかということについて、仙台市の考え方、指針が必要であると思います。
- 涌井会長
- ・ 行政は俯瞰的な視点とし、市民の視点からの逆進的な方法をとる場合は、双方が慣れていくプロセスが必要だと思っています。
 - ・ 既に協議している現実を踏まえて、哲学やまちづくりの第一歩ということ盛り込み、市民にもわかりやすいものとしてもらいたいと思います。
- 堀委員
- ・ 街は公共施設と民間施設で大体構成されていますが、人に近いことから、道路をはじめとする公共施設のほうが都市の印象に大きく関わります。公共施設は行政が整備するため、問題ないというのはわかりますが、ガ

イドラインの記載があまりにも少ないと思います。道路などの公共施設は世界の都市になるためには、まだまだやるべきことがたくさんあり、課題が山積みであるということを確認してもらいたいと思います。

涌井会長 ・街並み形成ガイドラインに本日の意見を投映するということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

・委員了承

4. 閉会